

災害見舞金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本衛生検査所協会（以下「本会」という。）が定める災害救援救護規程を適用しない災害により被災した正会員に対し、見舞金を支給する場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象災害)

第2条 見舞金の対象となる災害は、本会災害救援救護規程第3条（災害の種類）に定める「地震、津波、台風、洪水等の自然災害で、国が激甚災害に指定したもの」の内、未曾有規模の激甚災害でなく、且つ会長が指定するものとする。

(見舞金の額)

第3条 災害における検査業務に関する被害額が200万円以上の場合、一律10万円の見舞金を支給する。

(支給申請)

第4条 正会員は、見舞金の支給を受けようとする場合は、被害調査票に復旧のために支出した費用の領収書を添えて、被災した正会員が所属する支部幹事会へ提出するものとし、当該支部は幹事会が承認した被災に関する被害調査票等を本部事務局へ提出するものとする。

(支給決定)

第5条 見舞金の決定は、総務労務委員会の審議を経て、理事会の決定を得て行うものとする。

(支給方法)

第6条 見舞金は、正会員の施設又は正会員の開設会社へ直接支出する。

(運営)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮り決定するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成27年5月24日より施行する。

この改定は、令和元年11月28日より施行する。

被害調査票 (災害見舞金支給規程R1.11)

申請日: 年 月 日

支部名:
会社名:
責任者名:

1. 施設・建物の被害状況

検査所・営業所名	被害程度	被害の具体的内容	支払金額(万円)	評価
	全壊・半壊・一部損壊			

2. 機器類の被害状況(検査機器・システム関連機器)

機器名	設置施設名	被害の具体的内容	支払金額(万円)	評価

支部幹事会の認定

支部長

※支部コメント

総務労務委員会の認定

総務労務委員長

理事会の認定

会長

※本部コメント
